

(令和3年8月23日)

案 件 名 及 び 要 旨

- 報告第 9 号 令和2年度甲賀市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について  
地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率を報告するもの。
- 報告第 10 号 信楽高原鐵道株式会社の経営状況の報告について  
信楽高原鐵道株式会社の令和2年度の事業報告及び財務諸表、並びに令和3年度の事業計画及び収支予算について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するもの。
- 報告第 11 号 有限会社グリーンサポートこうかの経営状況の報告について  
有限会社グリーンサポートこうかの令和2年度の事業報告及び財務諸表、並びに令和3年度の事業計画及び収支予算について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するもの。
- 報告第 12 号 一般財団法人土山町緑のふるさと振興会の経営状況の報告について  
一般財団法人土山町緑のふるさと振興会の令和2年度の事業報告及び財務諸表、並びに令和3年度の事業計画及び収支予算について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するもの。
- 報告第 13 号 公益財団法人甲賀創健文化振興事業団の経営状況の報告について  
公益財団法人甲賀創健文化振興事業団の令和2年度の事業報告及び財務諸表、並びに令和3年度の事業計画及び収支予算について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するもの。
- 報告第 14 号 公益財団法人あいの土山文化体育振興会の経営状況の報告について  
公益財団法人あいの土山文化体育振興会の令和2年度の事業報告及び財務諸表、並びに令和3年度の事業計画及び収支予算について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するもの。
- 報告第 15 号 株式会社あいコムこうかの経営状況の報告について  
株式会社あいコムこうかの令和2年度の事業報告及び財務諸表、並びに令和3年度の事業計画及び損益計画について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するもの。
- 報告第 16 号 議会の委任による専決処分の報告について  
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)  
令和3年3月29日、水口町水口地先の市道新町・貴生川幹線において、車道路肩の雑木の枝に接触する事故により、相手方の車両を損傷させたことによる損害賠償の額を定めたもの。
- 報告第 17 号 議会の委任による専決処分の報告について  
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)  
令和3年4月18日、水口町酒人地先の市道北脇・宇川線において、舗装の窪みに起因する事故により、相手方の車両を損傷させたことによる損害賠償の額を定めたもの。
- 報告第 18 号 議会の委任による専決処分の報告について  
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)  
旧甲南町が、甲賀市甲南グラウンドの排水経路として、甲賀市甲南町葛木地先の個人所有地に埋設管を敷設したことにより、相手方に損害を与えたことによる損害賠償の額を定めたもの。

- 議案第 61 号 令和 2 年度甲賀市一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについて  
歳入決算額 52,575,046,349 円に対し、歳出決算額 50,630,671,423 円で、歳入歳出差引額 1,944,374,926 円。
- 議案第 62 号 令和 2 年度甲賀市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて  
歳入決算額 8,637,972,570 円に対し、歳出決算額 8,572,618,311 円で、歳入歳出差引額 65,354,259 円。
- 議案第 63 号 令和 2 年度甲賀市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて  
歳入決算額 2,014,541,390 円に対し、歳出決算額 1,993,989,457 円で、歳入歳出差引額 20,551,933 円。
- 議案第 64 号 令和 2 年度甲賀市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて  
歳入決算額 8,116,375,473 円に対し、歳出決算額 7,772,827,725 円で、歳入歳出差引額 343,547,748 円。
- 議案第 65 号 令和 2 年度野洲川基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて  
歳入決算額 35,162,761 円に対し、歳出決算額 35,129,209 円で歳入歳出差引額 33,552 円。
- 議案第 66 号 令和 2 年度甲賀市病院事業会計決算の認定を求めることについて  
収益的収支の収入決算額 693,810,697 円に対し、支出決算額 747,717,858 円。資本的収支の収入決算額 45,108,000 円に対し、支出決算額 69,080,958 円。
- 議案第 67 号 令和 2 年度甲賀市水道事業会計決算の認定を求めることについて  
収益的収支の収入決算額 3,494,748,295 円に対し、支出決算額 2,916,632,897 円。資本的収支の収入決算額 487,721,717 円に対し、支出決算額 1,446,951,729 円。
- 議案第 68 号 令和 2 年度甲賀市診療所事業会計決算の認定を求めることについて  
収益的収支の収入決算額 200,719,148 円に対し、支出決算額 218,677,723 円。資本的収支の収入決算額 1,100,000 円に対し、支出決算額 11,196,259 円。
- 議案第 69 号 令和 2 年度甲賀市介護老人保健施設事業会計決算の認定を求めることについて  
収益的収支の収入決算額 282,632,406 円に対し、支出決算額 306,290,396 円。資本的収支の収入決算額 469,000 円に対し、支出決算額 13,486,725 円。
- 議案第 70 号 令和 2 年度甲賀市下水道事業会計決算の認定を求めることについて  
収益的収支の収入決算額 3,636,033,231 円に対し、支出決算額 3,584,255,034 円。資本的収支の収入決算額 1,278,910,210 円に対し、支出決算額 2,340,355,886 円。
- 議案第 71 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
人権擁護委員の推薦につき、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき意見を求めるもの。
- 議案第 72 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
人権擁護委員の推薦につき、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき意見を求めるもの。
- 議案第 73 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
人権擁護委員の推薦につき、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき意見を求めるもの。

- 議案第 74 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
人権擁護委員の推薦につき、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき意見を求めるもの。
- 議案第 75 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
人権擁護委員の推薦につき、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき意見を求めるもの。
- 議案第 76 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
人権擁護委員の推薦につき、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき意見を求めるもの。
- 議案第 77 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
人権擁護委員の推薦につき、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき意見を求めるもの。
- 議案第 78 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
人権擁護委員の推薦につき、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき意見を求めるもの。
- 議案第 79 号 令和3年度甲賀市一般会計補正予算（第5号）  
額の確定した普通交付税や臨時財政対策債のほか、前年度決算に基づく繰越金や基金積立金、また、新型コロナウイルス感染症対策に関する事業、寄附金を財源とする備品購入等について、歳入歳出それぞれ1,446,382千円を追加し、歳入歳出予算総額を41,723,740千円とするもの。
- 議案第 80 号 令和3年度甲賀市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
令和2年度決算による繰越金の確定、令和3年度国民健康保険事業費納付金の決定等により、歳入歳出予算にそれぞれ26,605千円を追加し、歳入歳出予算総額を8,522,605千円とするもの。
- 議案第 81 号 令和3年度甲賀市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
令和2年度決算による繰越金の確定、後期高齢者医療広域連合負担金の増額等に伴い、歳入歳出予算にそれぞれ20,541千円を追加し、歳入歳出予算総額を2,088,541千円とするもの。
- 議案第 82 号 令和3年度甲賀市介護保険特別会計補正予算（第1号）  
令和2年度決算による繰越金の確定等に伴い、歳入歳出予算にそれぞれ345,232千円を追加し、歳入歳出予算総額を8,524,232千円とするもの。
- 議案第 83 号 令和3年度野洲川基幹水利施設管理事業特別会計補正予算（第1号）  
令和2年度決算による繰越金の確定により、歳入歳出予算からそれぞれ23千円を増額し、歳入歳出47,369千円とするもの。
- 議案第 84 号 第4次甲賀市行政改革大綱を定めることにつき議決を求めることについて  
本市の行政改革の取組みの方向性と方策を示す基本方針を定めるもの。
- 議案第 85 号 市道路線の認定につき議決を求めることについて  
水口町梅が丘地先の梅が丘5号線外5路線を認定することについて、道路法第8条第2項の規定に基づき、議決を求めるもの。